

○ 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>（金融商品に関する注記）</p> <p>第八条の二 「略」</p> <p>〔2（5 略〕</p> | <p>（金融商品に関する注記）</p> <p>第八条の二 「同上」</p> <p>〔2（5 同上〕</p> <p>〔項を加える。〕</p> |
| <p>6 第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、四半期貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、第一項本文に定める事項を記載することを要しない。この場合には、その旨及び当該出資の四半期貸借対照表計上額を注記しなければならない。</p> | <p>7 投資信託等（法第二条第一項第十号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品をいう。以下この項及び次項において同じ。）について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第一項に掲げる事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない（当該投資信託等の四半期貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）。</p> |
| <p>8 第三項及び第四項の規定にかかわらず、投資信託等について、一 〔項を加える。〕</p> | |

般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第三項に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該投資信託等の四半期貸借対照表計上額を注記しなければならない。

備考 表中の「」の記載は注記である。